

計画・税・財政



国民健康保険税（普通徴収第10期）の納期限は4月2日（月）です



納入には、便利な口座振替制度もありますので、ご利用ください。

▼問い合わせ 国民健康保険G

☎ 1771

平成24年度固定資産税に係る土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧をします

納税者が固定資産税の対象となる土地や家屋の評価額を、ほかの土地や家屋の額と比較し、適正さについて検討していただくため、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧をします。

▼期間 4月2日（月）～5月31日（木）

（土・日曜日、祝日を除く）

▼場所 税務グループ

▼対象 固定資産税の納税者

※本人（法人の代表者）以外が縦覧するときは、委任状が必要です。

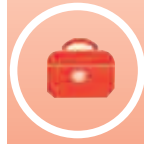
※縦覧には本人確認書類（身分証明書や運転免許証、納税通知書など）が必要です。

※縦覧期間中は、自己資産の固定資産課税台帳も無料で閲覧できます。

▼問い合わせ 税務G

☎ 1155

雇用・労働



東日本大震災に係る労働災害補償保険制度のお知らせ

東日本大震災により、労働者が仕事や通勤中に、死亡やけがをした場合、本人や家族が『労災保険』による給付を受けられます。

※詳しくはお問い合わせください。

▼問い合わせ 労災保険相談ダイヤル

☎ 05701006031

土・日曜日、祝日を除く9時～17時

消防・防災



住宅用火災警報器の設置調査を実施しています

消防署は、2月から市内の住宅用火災警報器の未設置の世帯を対象に、住宅用火災警報器の設置状況の調査を実施していますので、ご協力をお願いします。

▼内容 簡単な聞き取り調査

▼問い合わせ 消防署警備G

☎ 2551

皆様のご意見を募集します

登別市環境基本計画第2期基本計画（案）

案件の概要

平成14年策定の『登別市環境基本計画』に掲げる目標を、段階的に達成するための10年単位の中期的な目標を定めるもので、このたび、平成24年度から33年度までを計画期間（第2期）として策定するものです。

- 募集期間** 3月30日（金）まで
- 資料の閲覧** 本案の全文は、市役所市民コーナー、各支所、市民会館、市立図書館、市民活動センター、環境対策グループに備え付けるほか、市ホームページにも掲載します
- 意見の例** 『〇〇の内容は、△△のようにした方が、より具体的でよい』など、修正や加筆の必要な箇所、内容などについて意見をお寄せください
- 意見の提出方法** 各閲覧場所に備え付けの専用紙が任意の用紙に①案件名②住所③氏名④電話番号⑤ご意見を記入し、環境対策グループ（〒059-0002・幸町2丁目5）へ郵送またはファクス、Eメール（cleancle@city.noboribetsu.lg.jp）、閲覧場所備え付けの意見投函箱に投函ください
※電話や来庁による口頭での意見はお受けしません。
- ご意見に対する回答** 寄せられた意見に対する市の考え方を市ホームページに掲載（氏名、住所、電話番号は公表しません）するほか、市役所市民コーナー、各支所、市民会館、市立図書館、市民活動センター、環境対策グループに閲覧用のファイルを備え付けます
※意見を提出された方に対して個別回答は行いません。
- ▶**問い合わせ** 環境対策G ☎ 2958、☎ 2585

平成23年度事務事業評価

案件の概要

事務事業評価は、市が行った事務事業の有効性や必要性を客観的に評価・点検することで、事業の適正化や効率化を図るとともに、行政運営の透明性の向上を図り、市民の皆さんへの説明責任を果たすことを目的としています。

- 募集期間** 3月31日（出）まで
- 資料の閲覧** 本案の全文は、市役所市民コーナー、各支所、市民会館、市立図書館、市民活動センター、企画グループに備え付けるほか、市ホームページにも掲載します
- 意見の例** 『〇〇の事業は、△△のような方法で行ったほうが、もっと市民が利用しやすい』など、皆さんの意見をお寄せください
- 意見の提出方法** 各閲覧場所に備え付けの専用紙が任意の用紙に①案件名②住所③氏名④電話番号⑤ご意見を記入し、企画グループ（〒059-8701・中央町6丁目11）へ郵送またはファクス、Eメール（kikaku@city.noboribetsu.lg.jp）、閲覧場所備え付けの意見投函箱に投函ください
※電話や来庁による口頭での意見はお受けしません。
- ご意見に対する回答** 寄せられた意見に対する市の考え方を市ホームページに掲載（氏名、住所、電話番号は公表しません）するほか、市役所市民コーナー、各支所、市民会館、市立図書館、市民活動センター、企画グループに閲覧用のファイルを備え付けます
※意見を提出された方に対して個別の回答は行いません。
- ▶**問い合わせ** 企画G ☎ 1122、☎ 1108

「▼申し込み」「▼問い合わせ」中の「G」は「グループ」の略です